

Title	西ドイツ刑事法学の研究体制 付 オーストリアおよびドイツ語圏スイスの状況
Sub Title	Zur gegenwärtigen Situation der gesamten Strafrechtswissenschaft in der Bundesrepublik Deutschland einschliesslich Österreich und deutschsprachiger Schweiz : Gelehrten und Lehrveranstaltungen
Author	宮沢, 浩一 (Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1974
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.47, No.3 (1974. 3) ,p.70- 89
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19740315-0070

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

西ドイツ刑事法学の研究体制

付 オーストリアおよびドイツ語圏スイスの状況

一 解 説

西ドイツ刑法学の現状に関して、これまで数多くの資料を公表してきた。今回、イスラエル、ユーゴスラビア、西ドイツで開催された犯罪科学関係の国際会議に出席のため、渡欧する機会を得たので、最近の西ドイツの刑法研究の状況を調査し、従来の知識を補充しようという計画をも携えて出発した。

私が、此の種の基本的な刑法学の現状分析を初めて行なったのは、一九五七年にD A A Dの給費留学生としてハイデルベルク大学に留学した折に、ゼミナールの図書室で、主として西ドイツの刑法教授陣と講義体系を整理したことに始まる（法学研究三二巻八号）。その後、各学者ごとに、その業績を調査するという基礎的な作業に着手したのは、一九六四年夏学期に、半年間、ザール大学に出張した折のことである。その後、一九六九年一〇月に、約二月、西ドイツと中

近東と東南アジアを旅行したときは、スケジュールがたてこんでいたため、この種の基本的な調査を行なうひまがなかつた。その間に公表した資料は、間接的な情報又は個人的な文通に依拠していた。

しかるに、その後、西ドイツの多くの都市に次々と総合大学が誕生し、或いは既存の法学部に第三、第四の刑事法講座を新設したものが増加する一方、一九六六年以降、西ドイツの数多くの大学に発生した大学紛争とそれに対応した大学改革の結果、これまでの西ドイツでは考えられなかつた新しい制度が現実化され、どうしても、変化した状況に応じた現状分析が必要となつてきた。

わが国からは、依然として、数多くの研究者が西ドイツに留学しているし、今後も、この状況は変わるまい。又、刑法学研究においても、西ドイツの文献を利用する度合いは、依然として大きい。この学問が推進されている風土はどうなつているのか、学者の研究環境はどうなのか、初めて研究生活を送る留学地として、各大学は学問

研究遂行にふさわしい体制を整えているのかといったいろいろな疑問を抱いて、此の調査を行なつた。

私の推測は、学生数の急増に悩む西ドイツの大学に、わが国の新制大学発足後と同じ問題が生じていて、従来、かなりの年月をかけていた学者の養成が、いささか急造のそしりを免れなくなつてきたのではないか、学者の異動に、これまででは考えられない動きが見られるが、若しかすると極左分子の横行を許す零囲気がこの背後にあるかも知れないといった諸点である。

学者の側の問題点としては、余りにもチャチな著書——その多くは学生の試験勉強を目当てにしたコンパクトな解説書——が、若手の学者の著作として幅をきかせ、教授に就任する者も、全くわずかな仕事しかしていないのに正教授になるといつた状況が見られる。

現に、ミュンヘン大学のカウフマンと話をした折に、「近頃では、刑法学者会議で挨拶され、名前が思い出せないことはおろか、名前を聞いても、何を書いた人か知らない。『正教授』が増えている」といつた驚ろくべき事実を知つた。助教授 (Assistenzprofessor) というのも耳新しい。それは、六年間という期間を限つて任用し、授業を持たせるかたわら、その間に教授資格論文を書かせるのである。これなども、急激に増加している学生数に対応した措置であり、同時に、助手クラスの不満解消のための妥協案の所産である。さらに、邦訳の仕様が無いのだが研究指導参与 (Akademischer Rat) という制度も実用化されている。これは、いわば、大学における高校教師ともいふべきもので、大教室の授業に関連した小人数の授業の担当者で

あつて、一クラス七、八〇人の学生に、くりかえし同じ講義を七、八回行なつて、理解を深める役を受け持つ。資格は大学職員、つまり、各州の役人であり、転任の可能性はない。勿論、書こうと思えば、教授資格請求論文を提出することは出来る。この制度などは、大学の大衆化をそのまま表現したようなもので、かつてはおおよそ考えられなかつた「懇切丁寧」な制度である。自主的に勉強するというかつてのドイツの大学生のイメージとは全く無関係な甘い勉強態度の学生が急激に増えた結果であるといつてよいだろう。

大学改革の結果、教員の名称にも変化が見られる。伝統的な Privatdozent (私講師) という名称は、公式には用いなくなつた大学が多く、正教授 (Ordinarius, Ordentlicher Professor) という名称を——内部的にはともかく、外部的には——廃止したところも少くない。

現在では、H1-H4というカテゴリーに分け、外部的には、大

学教員とか教授といつた呼称を用いている例が多い。
H1とは、助手 (Wissenschaftlicher Assistent)、助教授 (Assistenzprofessor)、研究指導参与 (Akademischer Rat) をいふ、これらの人々は、教授資格を取得していなくともよい。

H2とは、講師 (Universitätsdozent) と学事参与兼教授 (Wissenschaftlicher Rat und Professor) をいふ、H3はこの研究参与のうち

の年長者、自然科学系の学部での科長兼教授 (Abteilungsleiter und Professor) と医長兼教授 (Oberarzt—Leitender Oberarzt und Professor) をいふ、H4とは、正教授又は講座担当者 (Ordentlicher Professor oder Lehrstuhlinhaber) をいふ。H2からH4までの者は、教授

資格を取得していなければならない。そして、此のH11H4とは、月給の段階を現わすものとされているから、あくまでも、大学内部の序列を意味する。例えば、あの人は、H3だとかH4だ、と説明するのに用いるのである。

各大学の講義要綱も混乱している。かつては、教授陣を各ランクに分けて紹介し、講義内容も分野ごとに体系的に整理してあつたから、すべての大学の教授や講義内容を比べるのに、何の苦勞もなかつた。それが、今日では、大学によっては、ベルリン自由大学のよりに、*Universitätslehrer* と *Mitarbeiter* に分けるだけで、あとは全く区別しないとか、ギーセン大学のように、教授陣については要綱の中で何も説明がなく、当該学期の講義担当者しか分らないといった不親切な例もある。又、講義のカリキュラムを学生の在学年度に分けてばらばらに配当し、全体的な理解が困難な、フランクフルトやハンブルクのような例もある。とにかく、混乱の極といつてよいであらう。

さらに、ベルリン自由大学、ハイデルベルク大学の例に見られるように、一部学生に大学運営の主導権を握られている大学では、紛争が続き、良い教授がさつさとやめて行き、招聘も思うにまかせないといった例がある。殊に、ハイデルベルク大学の現状は、悲惨の極みである。

これに対して、ボンやフライブルクやケルンやミュンヘンのように、従来と全く変わらないがつつりした体制をとつているものや、ミュンスターのように、豊富な兼任講師で、小人数教育の要望に応

じ、根本的には、従来の体制を維持しているといつた、しつかりした例もある。

教授に対する研究資金に関しては、相変わらず豊富であり、私の聞いた例で驚いたのは、ザール大学のキューネ助教が、刑訴の講義にビデオ・レコーダーを用いるといつた試験的な企画に三〇〇〇万円の援助があり、ミュンスター大学のシュナイダー教授の「マスコミと犯罪」というテーマの研究に、フォルクス・ワーゲン財団が数年にわたる補助金であるとはいへ、実に二〇億円の支出を決めたという。又、フライブルク大学と密接な関係をもつマックス・プランク・外国・国際刑法研究所のカイザー教授の研究チームは、毎年のように新しいアイデアをもつプロジェクト・チームを編成し、ドイツ研究補助財団から、多額の資金援助を得ている。チュービンゲン大学のゲッピンガー教授の研究が、すでに縮小の段階に入つたのと、極めて対照的である。

これに対して、ビーレフェルト大学の法社会学研究チームは、内容に偏向があるということ、最近では、思うように資金を得られなくなつたという。

今回の旅行で、バート・ナウハイムにおける第一七回全犯罪学会とウィースバーデンの連邦刑事局での会議に出席し、司法省の参事官や刑事警察の実務家が、以前と比べてかなり自信をもつて研究者に対していることが分つて興味深かつた。これに対して、学者の中で、殊に、若手の犯罪学研究者の中に、生可通のイデオロギー過剰な論者が居て、その非科学的議論が実務家によつて軽くないされて

いたのが妙に印象的であつた。この辺のところも、日本の学会に似てきたという感が深い。

以上、今回の旅行で、ごくわずかな時間を利用して、主としてザール大学の図書館にこもつて、西ドイツの刑事法研究者と研究体制につき、蒐集、分析した仕事の本稿である。なお、ミュンヘン大学のカウフマン、テュービンゲン大学のシェヒヒとケルナーといった若い助手諸君、ザール大学のミューラー・ディーツ教授、キューネとユングといった助教諸君との会話を通じて、各種の情報を集めた。

西ドイツの刑事法関係のカリキュラムで気づくことは、今次、行刑法の講義、ゼミナールを設けている大学が増加したことである。試みに、一九五八年夏学期の状況と比べると、犯罪学、少年法・少年犯罪論、行刑法の状況は、左の通りである。

犯罪学

一九五八年・一一大学（ベルリン自由、ボン、フランクフルト、ハンブルク、ハイデルベルク、ケルン、マインツ、ミュンヘン、ミュンスター、ザール、ヴュルツブルク）

一九七三年・一七大学（ベルリン自由、ビーレフェルト、ポッフム、ボン、フランクフルト、フライブルク、ギーゼン、ゲッティンゲン、ハイデルベルク、キール、ケルン、マインツ、マンハイム、マールブルク、ミュンスター、ザール、テュービンゲン）

この場合、一九五七年においては、医学部の精神医学の正教授が法学部に出講していた例が見られた（ベルリン自由、フランクフルト、ケルン、ミュンスター）のに対して、現在では、その例が殆

んどない点に注目したい。

少年法・少年犯罪論

一九五八年・六大学（ベルリン自由、フライブルク、ハイデルベルク、ミュンヘン、テュービンゲン、ヴュルツブルク）

一九七三年・一〇大学（ビーレフェルト、ポッフム、ボン、エランゲン、ゲッティンゲン、ハンブルク、キール、ケルン、マンハイム、ヴュルツブルク）

この場合、近時、少年法の分野で、少年刑法（Jugendstrafrecht）から少年援助法（Jugendhilferecht）へと発想の転換を示している動向に依つて、講義名にこの新しい傾向を明示している例がある（ビーレフェルト、ポッフム）。

行刑法

一九五八年・五大学（ベルリン自由、フライブルク、ハンブルク、キール、マールブルク）

一九七三年・一二大学（アウグスブルク、ビーレフェルト、ブレーメン、エランゲン、フランクフルト、フライブルク、ハンブルク、マインツ、ミュンヘン、ミュンスター、レーゲンスブルク、ザール）

勿論、一九五八年当時は、全西ドイツの総合大学で法学部をもつものの数が一六であつたのに対して、一九七三年には、二四になり、しかも、現在、旧ハノーバー工科大学と旧デュッセルドルフ工科大学が総合大学に再編されつつあり、そのほかにも五乃至一〇の新設大学が予定されているといった事情をも考慮すべきである。が、いずれにしても、西ドイツの刑法学が刑事政策的思考を重視

し、犯罪者の処遇とその社会復帰に重大な関心を示しているという事実は、講義の現状によく現われていると見てよいであらう。

西ドイツの刑法学の現状と未来を考へる場合、研究スタッフの年齢層別の分析をすることは、一つの補助手段となるに違いない。一九六四年のハンブルクにおける刑法学者会議の席上、いわゆる一九六二年刑法草案の起草に当つた「大委員会」に属した教授陣といわゆる「代案グループ」の若手教授陣の論争とを興味を持って眺めたことだつた。現在では、その当時の「若手グループ」が、今や指導的な地位にあり、一世代も若く研究者が、続々と彼等のあとを追つていくというのが現状である。

1900年以前 * v. Hentig, * Honig, * Eb. Schmidt, * Busch, * Mayer.

* Stock, * Krebs, * Englisch

1901-1905 * Class, * Siegert, * Heintz, Lang-Hinrichson,

* Maurach, * Gallas, * Henkel, * Preiser, * Schwinge,

* Sieverts, Less, * Peters, * Walzel, * Schaffstein, Schwalm

1906-1910 Hall, Lange, * Hardwig, * Württenberger, Bockelmann.

* Bruns, Brauneck, Kleinkecht, Sarstedt

1911-1915 Sax, Klug, Lefrenz, [Schröder], Jescheck, Lüttger,

Oehler, Blan

1916-1920 Lackner, Waider, Mahhofer, Göppinger, Geschwind,

Mergen, Krause, Schmidhäuser

1921-1925 Baumann, Armin Kaufmann, Arthur Kaufmann,

Kielwein, Schmitt, Spandel, Stree, Wessels, Stratenwerth,

Geerds, Hellmer, Gerhard Schmitt

1926-1930 Bemann, Noll, Warda, Schmidt, Jäger, Lenckner,

Schuler-Springorum, Schneider, Wolf, Blei, Grünwald,

Harack, Hirsch, Kaiser, Vogler

1931-1935 Cramer, Geilen, Herren, Müller-Dietz, Roxin, Herrmann,

Lampe, Naucke, Phillips, Rudolphi, Calliess, Eser, Hruschka,

Kienapfel, Maiwald, Mische

1936-1940 Arzt, Schroeder, Otto, Tiedemann, Zipf, Hassamer

* 印は引退した教授。同じ年に生れた人々については、氏名のアルファベット順とした。

右のほか、年齢の不明な人々の多くは、一九三〇年代と考へてよいであらう(例えば、コールマン、ルーダーセン、サムソン、クラウス、ヤロンス、マ・ボンル)。一九二〇年代と思われる者としては、ヒルデ・カウフマンがいる。

このようにして眺めてみると、一九二〇年以前に生れた現役が、極めて少数であること、それだけに、先日急逝したシュレーダーの死が、大へん重大な意味を持つてくることを知るのである。

ともあれ、西ドイツの研究者の層が、次第に若かえつてきたという事実を、よくわきまえておく必要がある。研究成果には、年齢による格下げなどある筈のものではないが、しかし、やはり程度問題である。若い学者にも、学おべき業績があれば、大いに参照すべきことは言うまでもないが、一方、最近のように、突然現われたチャハスを獲得しようとして、急いで教授資格を得るために業績を造る

といつた風潮にあるとき書かれた著作には、これまででない一種の荒らさと目新しさを追う性急さが認められる。この意味では、充分、注意して接する必要性が大きいと言わなくてはならない。

十数年前と比べて、刑事法の分野の情報量は、極めて大きくなつた。それにつれて、情報量を誇示し、その多さを競うというおかしな傾向も出てゐることは事実である。だが、情報社会において必要な心構へは、不必要な情報を切り捨てることではあるまいか。一と昔前のように、数少ない、偏つた情報で仕事をしたことも疑問な態度であるのと同様に、今日の社会においては、あり余る情報を消化の状態のままにしておいて、その中に溺れることも、又、疑問な態度であると言わなければならない。

現在では、論文や著書の所在を知ることが、一寸、閑と根気があれば誰にでも出来ることである。この状況のもとでは、テーマに最も適した論稿を選び、内容的に学問の進歩に貢献している著作を的確に選択して、必要な部分を利用し、学問的に再製して新たな議論を展開してゆくことが望ましい。その取捨選択にこそ、論述者の能力と「さえが」現われる。それが、プログラミングなどではあるまいか。

なお、付加的に、オーストリア、スイスの一部大学について、出来る限り、刑事法研究者の現況をも把握することに努めてみた。本稿が、同僚・後輩諸氏の研究、留学地の判断材料として利用されることを期待している。

この資料の作成は、一九七三年一〇月中旬に行なわれた。従つて、それ以後の推移は、勿論、考慮しうる筈のものではない。現在

のように、大学の状況が流動的な時代には、従来にもまして急激に動くことは大いにありうる。従つて、これを利用される方も、又、検討される方も、作成年度を念頭に置かれることを希望する。

此の種の資料は、実は、西ドイツにもない。刑法学界の現状がどうなつてゐるかを直ちに知ることは、不可能な状況がある。テュービンゲン大学でシュレーダーの急死の際に、代講者を探すのに苦慮し、一九七〇年に公刊した私の刑法雑誌の抜刷まで動員して各地に電話してゐたことを思い出しながら、一応のまとめとする。

二 資 料

アウグスブルク大学 (Universität Augsburg)

総合大学としては、最も新しいものの一つである。刑事法関係は二人しか教授が居ない。

Günter Bernann

Joachim Herrmann

一九七三年冬学期には、ヘルマンが刑法と犯罪学を三時間、ベンマンが行刑の諸問題を二時間、行刑の根本問題を一時間、講義している。

ベルリン自由大学 (Freie Universität Berlin)

西ドイツの大学の中で、最も急進的な改革を実施したものの一つであり、教授陣の体制はかなり問題である。助教制度をいち早く実施したのはよいが、講義要綱に、研究協力者という名称で、刑事法関係だけで一五名が名を連ねている。助手も平等の参加権を持つ

という体制の現われでもうかがう。

Hermann Blei

Ernst Heintz (57歳)

Hans Lüttger

Werner Sarstedt

Theo Vogler

助教授

Ulrich Eisenberg

Heinz Gierling

Volker Krey

「ライオン・マックス」Strafe und Freiheitsziehende Massnahme, 1967 及び Einführung in die Probleme der Kriminologie, 1972 のほか、主として、社会治療に関する論文などで知られた若い犯罪学者である（ゲッティンゲン教授の助手であった）。

クライには「Strafrecht. Besonderer Teil, 2 Bde. 1972」という簡単な著作がある。ちなみに、この人は、ポッフム大学のワルダ教授の弟子といふことである。

「ビーレフエルト大学 (Universität Bielefeld)

一九七〇年に発足した比較的新しい大学であり、社会学部の充実が特徴であつて、法社会学の分野でかなり注目されている。

しかし、刑事法の分野では、マイホーファーがブランド内閣の無任所大臣となり、手薄となつている。なお、少年法、犯罪学について、

は、「実務家のレーバインが担当している。

Albin Eser

Ernst-Joachim Lampe

Werner Maihofer (休職)

兼任講師

Kraus Rehbein

一九七三年冬学期には、ランベが刑法、法哲学史講義、法哲学ゼミナール、エーザーが刑法ゼミナール、レーバインが犯罪学の現代的諸問題、少年援助法、犯罪学ゼミナール、シュルスキーが法社会学を講じている。

なお、兼任講師のレーバインには「Methodenfragen der Kriminalwissenschaft, 1968」がある。

ポッフム大学 (Ruhruniversität Bochum)

ルール地方の財力を投入し、近代設備を誇つたポッフム大学も、次第に充実をしているが、今年夏、クラマーがギーセン大学に移つて、いちぢかさびしい刑事法陣となつた。

Gerd Geilen

Heinz-Günter Warda

名誉教授

Gunter Blau (ブランドフルト高裁判事)

兼任講師

K. H. Kunert

一九七三年冬学期には、ベルリン自由大学のアイゼンベルク助教とケルン大学のヘルツベルク講師が兼任講師として赴任している。

なお、ガイレンが刑法総論、刑法ゼミナール、ワルダが刑訴、ブラウが刑の量定のゼミナール、クーネルトが刑法及び刑訴法改正の新立法、ヘルツベルクが少年刑法、アイゼンベルクが犯罪学と犯罪学ゼミナール、クラウスが少年援助法入門を講じている。クラウスがどういう人であるかについて、人名の項目に言及されていず、不明である。兼任講師のクーネルトは、ウエルツェル教授の弟子であつて、*Die normativen Merkmale der strafrechtlichen Tatbeständen, 1958* という著書、その他、若干の論文により知られている。

ボン大学 (Universität Bonn)

ⅴ・ウエーバー教授が死去し、ウエルツェル教授が引退したボン大学には、かつてのような刑事法研究の中心地の面影はない。

Gerald Grünwald

Hans v. Henig (正題)

Armin Kaufmann

Helmut Marguardt

Hans Joachim Rudolphi

Hans Welzel (引題)

学事参与兼教授

Eckhard Horn

員外教授

西ドイツ刑事法学の研究体制

Richard Busch

兼任講師

Hurlert Claassen

Erich Philipp

一九七三年冬学期の講義要綱によると、ウエルツェルが法哲学、ホルンが刑法総論、ルトルフィーが刑法各論と刑法ゼミナール、マークワルトが少年刑法、少年犯罪学と行刑論及び犯罪学ゼミナール、カウフマンが刑法のコロキウム、法哲学及び刑法のゼミナールを担当している。

マークワルトは、ⅴ・ウエーバー、ヒルデ・カウフマンの弟子で、*Dogmatische und kriminologische Aspekte des Vikariens von Strafe und Massregel, 1972* にて、学位を得た。教授資格請求論文は、未公開である。

ホルンは、アルミン・カウフマンの弟子で、*Verbotstratum und Vorverfärbkeit. Eine systematische Grundlaganalyse der Schulldtheorie, 1969* にて、学位を取得し、*Konkrete Gefährdungsdelikte, 1973* にて、教授資格を獲得した。その他、*Blutalkoholgehalt und Fahruntüchtigkeit, 1970* などがある。

なお、未確認の情報であるが、ホルンは、今学期、ゲッティンゲン大学に移つたというが、ボン大学でも講義を行なっているも知れない。

ブレーメン大学 (Universität Bremen)

西ドイツの「赤い大学」としてとかくの悪評のある新設大学である。教授の候補者に公開講義をさせて、学生と職員を含む多数者の判断で「適格性」を審査するといわれ、マルクス・レーニン主義者でない採用されないとのことであるから、質のよい研究者が集るわけではない。博士号を持たない教授も居り、入学資格にギムナジウムの卒業証書も必要でなく、「労働者の子弟」であれば入学を許可するということであり、いろいろな大学で、ブレーメンから転学してきた学生については、「入学資格を厳重に審査する必要がある」という話を聞いた。

カリキュラムの編成も独自であり、いまだ法学部としての態をなしていない。教授陣は、粗末であり、業績も怪しい。

刑事法の講義としては、トス (Thoss, 但し、どういふ論文があるか不明) が刑法を、トスとともにラウトマン (Rüdiger Laumann, 法社会学者として、最近、各種の論文を出している) が共同して、法益保護としての刑事制裁という講義を担当し、ラウトマンが刑務所における社会復帰という講義を開講しているといふ。

ラウトマンは、'Wert und Norm. Begriffsanalyse für die Soziologie, 1969. 2. Aufl. 1971' (ベックナー) 'Justiz——die stille Gewalt, 1972' を皮切りに、警察制度、検察官の法社会学的研究を次々に公刊している。

エールランゲン大学 (Universität Erlangen)

Hans Jürgen Bruns (引退)

Georg Schwalm

名誉教授

Theodor Kleinkecht (ニュールンベルク高検検事長)

員外教授

Gunter Leass

兼担講師

Blissen

一九七三年冬学期の講義要綱によると、シュワルムが刑法総論と刑法演習、クラインクネヒトが少年刑法と行刑法を担当している。

レスは、実務家(高裁判事)であつて、研究者としては、殆んど業績もないまま、やがて定年を迎えようとしている。

バイエルン州は、すべてミュンヘン大学を中心とし、他の大学は比較的恵まれないためか、教授陣はかなり不十分である。

フランクフルト大学 (Universität Frankfurt)

質はともかくとして、量の点では、刑法学者が一番多いのは、このフランクフルト大学である。

Friedrich Geerds

Winfried Hassemner

Herbert Jäger

Klaus Lüderssen

Wolfgang Naucke

Ernst Amadeus Wolff

兼担講師

Alexander Böhm

Schönborn

右のうち、ハッセマーは、主として、法社会学と法理論を担当している。一九七三年冬学期の講義要綱は、複雑で良く分らない。

ハッペーは、Theorie und Soziologie des Verbrechens. Ansätze zu einer praxisorientierten Rechtsgutslehre, 1973 により教授資格を得た。

兼担講師のホームは、ロッケンベルク少年刑務所長であつて、最近、Strafvollzug zwischen Tradition und Reform, 1971 を公刊した。聞くところによると、教授資格請求論文を提出しているとか。

フライムルタ大学 (Universität Freiburg)

Hans-Heinrich Jescheck

Rudolf Schmitt

Klaus Tiedemann

Thomas Wirttenberger (引型)

名誉教授

Günther Kaiser

Georg Schwalm

私講師

Rüdiger Herren

Gerhard Schmidt (ハンハイム地裁部長判事)

西ドイツ刑事法学の研究体制

引退したヴェルテンベルガーの後任として、大方の予想に反して、ギーセン大学からティエデマンが転任してきた。

マックス・ブランク・外国・国際刑法研究所の犯罪学部門の責任者カイザーが、犯罪学者として成長し、その抜群の行動力と企画力を高く評価されている。ちなみに、カイザーは、スイスのバーゼル大学の兼担講師でもある。

一九七三年冬学期の講義要綱によると、ティエデマンが刑法総論、ヘレンが刑罰論・保安処分論、イエシエックが刑法各論、ルドルフ・シュミットが刑訴と行刑法、カイザーが犯罪学、ゲルハルト・シュミットが刑法史を担当している。

フライブルク大学は、マックス・ブランク・研究所のスタッフの協力をうることによつて、その研究員を十分に活用することが出来る。又、ヴォルフ・ミッテンドルフ判事の協力をも隨時得ることが出来るので、研究・指導体制としては、抜群のものを持つている。但し、一将功なりて万骨枯るという感がなきにしもあらずである。

ギーセン大学 (Universität Gießen)

かつて、ブラウネク、イエーガー、ティエデマンと三人の刑法陣を擁していたが、イエーガーとティエデマンが去り、代つて、クラマーが赴任した。

Anne-Eva Braunneck

Peter Cramer

私講師

Stephan Quensel

ギーゼン大学も、大学改革でかなり変質し、いわゆる民主化した。そのためでもないであろうが、教授陣がどのような陣容であるかを列挙せず(階級なき大学か?)講義担当者名しか分らない。一九七三年冬学期に授業のないブラウネクは、従つて、本学期に限り、講義要綱の上では「死んで」いる。

一九七三年冬学期には、刑法総論の担当者は「未定(N.N.)」とあり、わずかに、クヴェンゼルが総論のうちの刑罰・処分論、少年犯罪を担当するとあるにすぎない。

ゲッティンゲン大学 (Universität Göttingen)

Günther Arzt

Martin Gschwind

Richard Honig (引退)

Friedrich Schafstein (引退)

Hans-Ludwig Schreiber

Karl Siegert (引退)

兼任講師

Erdmann (地裁判事)

一九七三年冬学期の講義要綱によれば、シュライバーが刑法総論、アルツトが各論のうちの財産犯、グシュウィンツトが犯罪学、犯罪精神病学、犯罪治療学コロキウム、シャフスタインとシュライバーが共同して少年刑法と刑訴のコロキウム、エルトマンが刑訴の理

論と実務に関するコロキウム及び刑法演習を担当している。

一九七三年冬学期の講義要綱は、コンピュータの原簿を写真印刷したものらしく、不鮮明で読みにくいものである。

シュライバーは、ウエルツェルの弟子であつて、Der Begriff der Rechtspflicht, Quellenstudien zu seiner Geschichte, 1966 によつて教授資格を取得した。

グシュウィンツトは、精神科の医師の出身で、マインツ大学のメルゲンのもとで教授資格を得た。バート・ナウハイムの第一七回全犯罪学会で「社会治療施設」についての報告を聞いたが、かん高い声でたくまざるニーモアをまじえて痛烈な攻撃をしていた。好人物。

ハンブルク大学 (Universität Hamburg)

ジーファーツが引退したが、シュミットホイザーとシュトラール＝シュプリンゴルムの二人を中心とし、質量ともに有数な刑事法陣をかかえた有力な大学の一つである。

Manfred Maiwald

Joachim Hruschka

Eberhard Schmidhäuser

Horst Schuler-Springorum

Rudolf Sieverts (引退)

講師

Ernst Buschendorf

Wimrich Langer

Heinz Wagner

Horst Ebbhard

ハンブルク大学の講義要綱も大へんこみ入っていて、紹介が困難である。

講師のうち、ランガーは、シュミットホイザーの弟子であつて、浩瀚な著書 *Das Sonderverbrechen. Eine dogmatische Untersuchung zum Allgemeinen Teil des Strafrechts*, 1972 により知られる。一九七三年冬学期に、シュレーダーの代講師として、テュービンゲン大学に出講した筈である。

なお、シュラー・シユプリンゴルムとは、イストラエルの学会とバート・ナウハイムの学会で話す機会をしばしば持った。重厚な人柄であり、人をなかなか近づけないけれども、親しくなるほどに、その良さが分る。スポーツマンであることも、つき合つてみてはじめて知つた。とにかく、この人は、軽薄な人を近づけたがらない。北ドイツ系の人柄と思う。この点が評価の分れ目なのであろうが、ユーモラスな面も多分にあり、私は、大いに将来の期待出来る大物であると思つた。行刑法、少年法の分野で、リーダーとなる素質は充分にさう。

ハイデルベルク大学 (Universität Heidelberg)

かつて、刑法学の一大中心を誇つていたこの伝統ある大学は、全く昔日の面影を失つてしまつた。それというのも、毛沢東主義者を中心とする新左翼の学生によつて指導権を握られた学生自治会が、研究・教育体制を破壊し、静かな研究生活を送ることを事実上不可

能にしてみましたからにはかならない。

Wilhelm Gallas (引退)

Karl Lackner

Heinz Lefrenz

Georgias Mangakis

Olaf Mische

Eberhard Schmidt (引退)

客員教授

Karl Engisch

学事参与兼私講師

Siegfried Engel

一九七三年冬学期の講義要綱によると、ミーエが刑法序説、マンガイスが刑法総論と刑法特殊講義、レフェレンツが犯罪学入門、犯罪学特殊講義、犯罪学演習(見学)、犯罪学ゼミナール、エンゲルが麻薬犯罪ゼミナール、ガラスとエンギッシュが共同して刑法ゼミナールを担当している。

マンガイスは、*Das Unrechtsbewußtsein in der strafrechtlichen Schuldlehre nach griechischem und deutschem Recht*, 1954 で学位を取得し、その後、アテネ大学教授となつたが、政治犯として投獄された経験を持つ。一九七二年にハイデルベルク大学教授となつた。ガラスにうまくとりいつたのであろうと言われている。全刑法雑誌の外国刑法欄に若干の論文が掲載されている。

エンゲルは、一九七三年夏に、*Zur Metamorphose des Rechtsbre-*

chers. Grundlagen einer Behandlungslehre, 1973) により教授資格を取得した。しかし、すでに、六〇歳近い人である。

キール大学 (Universität Kiel)

Gunther Jakobs

Helmut Mayer (法庫)

Erich Samsen

Werner Schmidt

員外教授

Joachim Hellmer

一九七三年冬学期の講義要綱によると、ヤロプスが刑法総論、ヘルマーが刑罰・保安処分論、少年刑法、犯罪社会学のセミナーと犯罪地理学のセミナー、シュミットが刑訴演習、サムソンが刑法特殊演習を担当している。

ヤロプスは、ウエルツェルの弟子で、Studien zum fahrlässigen Erfolgsdelikt, 1972 により、サムソンは、グリーンワルトの弟子で、Hypothetische Kausalverläufe im Strafrecht. Zugleich ein Beitrag zur Kausalität der Beihilfe, 1972 により教授資格を獲得し、直ちに、教授となった。どの程度に成長するか、全くの未知数と、いつて良いであらう。

ケルン大学 (Universität Köln)

Hilde Kaufmann

Ulrich Klug (休職)

Günter Kohlmann

Richard Lange

Dietrich Oehler

学事参与兼教授

Herbert Waider

名誉教授

Dietrich Lang-Hinrichsen

私講師

A. M. Berges

Reinhard v. Hippel

Rolf Dietrich Herzberg

兼任講師

Reinhard Beine (司法省局長)

Hans Günter Schwanck (参事官)

クルークは、現在、ノルトライン・ウエストファーレン州の官房長官をしているので休職中であるが、教授陣はなかなか充実している。

一九七三年冬学期の講義要綱によると、ランゲは刑法入門総論と刑法セミナー、エーラーは刑法入門各論と刑法セミナー、カウフマンは少年刑法・少年犯罪学と犯罪学コロキウム及び犯罪学セミナー、ワイダーは刑法方法論と刑法演習、ヘルツベルクは刑法演習と刑法特殊演習、バイネは交通刑法、シュヴェンクは防衛刑法を担当している。シマウエンクには、Wehrstrafrecht im System des

Wehrrechts und in der gerichtlichen Praxis, 1973)がある。リンネは、過去の栄光にのみ生き、ヘーラーは、此の程公刊した浩粋な Internationales Strafrecht, 1973 の著書で評価を高めた。

ペインツ大学 (Universität Mainz)

Ernst Walter Hanack

Justus Krümpelmann

Dietrich Lang-Hinrichsen

員外教授

Armand Mergen

講師

Klaus Rolinski

一九七三年冬学期の講義要綱によると、クリュンベルマンが刑法総論と刑法ゼミナール、ハナクが刑法各論と刑法・犯罪学ゼミナール、ラング・ヒンリクセンが連邦裁判所判例研究、メルゲンが臨床犯罪学と犯罪学ゼミナール、ロリンスキーが刑法を担当している。

クリュンベルマンは、イェシュタットの弟子で、Die Bagatelldelikte. Untersuchungen zum Verbrechen als Steigerungsbegriff, 1966 (窪介、大野平吉、判例タイムズ二二五号)で学位を得た。教授資格請求論文は、未公刊である。

ロリンスキーは、Die Prägnanztendenz im Strafurteil. Untersuchung über die Bevorzugung und Benachteiligung von Starföhnen und über die Bedeutung von Merkmalen der Täterpersönlich-

keit für die Strafzumessung, 1969)がある。代案グループの協力者としても活躍している。

マンハイム大学 (Universität Mannheim)

経済単科大学から総合大学に昇格した大学なので、法学部は充実にまだ程遠いという。

Friedrich-Wilhelm Krause

Heinz Zopf

一九七三年冬学期の講義要綱によれば、ツィップが刑法各論、刑法演習、刑法特殊講義、クラウゼが、少年刑法と犯罪学を担当している。

マールブルク大学 (Universität Marburg)

かつて、マールブルク学派とよばれる一派を形成したこの大学の刑事法の主任教授シュウインゲが引退し、オットーを中心とした若手の研究者が一応のまとまりを見せている。今後の発展を期待出来るのであるが、犯罪学会などの発言を聞いた限りではフーベは、いかに問題のありそうな学者である。

Karl Alfred Hall

Erich Hupe

Harro Otto

Erich Schwinge (在退)

名誉教授

Albert Krebs

講師

Klaus Ebel

Otfried Rauff

助手

Eberhard Krittler

一九七三年冬学期の講義要綱によると、ハルが刑法総論と刑罰論、オッターが刑法各論と刑法解釈学セミナー、エーベルが刑法事例研究、ラウフトが刑法特殊講義（不作為犯）、モーペが刑法演習、クニッテラルが個別犯罪の犯罪学と刑法演習を担当している。講義要綱で見る限りは、従来のシステムを動かしていないが、聞くところによると、此の大学でも学生がかなりイニシアティブを握っているとのことである。

クニッテラルは、Das englische Schwurgericht, 1968 という著書（学位論文）がある。フーンは、Das System der Allgemeinen Strafrechtslehre, 1970 という、題名だけ立派な小冊子がある（タイプライター）。

“フンクン大学 (Universität München)

Paul Bockelmann

Karl Engisch (法学)

Arthur Kaufmann

Reinhart Maurach (法学)

Claus Roxin

私講師

Karl-Heinz Gössel

一九七三年夏学期の講義要綱によれば、ホッケルマンが刑法各論、刑事政策、行刑法、法廷精神医学、刑法特殊講義、刑法セミナー、ロクシンが刑訴法、刑法演習、刑法セミナー、ゲッセルが刑法演習、カウフマンが法哲学、法理論の基礎を担当していた。

ゲッセルは、ヤウラッハの弟子で、Wertungsprobleme des Begriffs der finalen Handlung unter besonderer Berücksichtigung der Struktur des menschlichen Verhaltens, 1966（紹介、大野平吉、行為の構造と目的的行為論（一）熊本法学一七号一九七一年四七頁以下）という学位論文により知られている。

“フンクン大学 (Universität Münster)

この大学の特徴は、多数の学生を抱えているので、兼任講師を沢山用いて、小人数授業をこなしている点である。

Hans Joachim Schneider

Walter Siree

Jürgen Welj

Johannes Wessels

兼任講師

Karl Otto Bergmann (刑法論)

Bruno Beykirch (刑法演習)

Dieter Dengler (刑法演習)

Gerhard Erdmann (刑法特殊演習)

Klaus Meyer (司法省参事官・行刑法)

Henrich Schwadt (刑法演習)

Fritz Stürmann (刑法演習)

専任者の担当科目を一九七三年冬学期の講義要綱についてみると、シュナイダーが、刑事科学入門、犯罪学、法廷心理学のゼミナール(ウエルプと共同担当)、行刑法ゼミナール、犯罪学演習、ウエッセルスが刑法各論と刑法ゼミナール(シュトレーと共同担当)、シュトレーが刑法、ウエルプが刑法演習を持つている。

ウエルプは、ガラスの弟子である。Vorangegangenes Tun als Grundlage einer Handlungsäquivalenz der Unterlassung, 1968により学位を取得した。教授資格請求論文は未公開。

レーゲンスブルク大学 (Universität Regensburg)

発足当時は、クラインハイヤーが刑法史とともに、刑事法関係につき協力していたが、ボン大学に転任したのでかなり、手薄となった。

Hans Joachim Hirsch

Friedrich Christian Schroeder

兼担講師

Henrich Eidi

Heinrich Müller

一九七三年冬学期の講義要綱によれば、ヒルシュが法学方法論のほか、刑法特殊講義、刑法演習、刑法ゼミナール、シュレーダーが

西ドイツ刑事法学の研究体制

刑法I(総論)、刑法演習、刑法ゼミナール(刑法各則の改正問題、アイトが行刑法)、シュラーが秩序違反法について講義をしている。

ザール大学 (Universität des Saarlandes)

カウフマンとマイホーフアーが去り、ザール大学もさびしくなつたが、ひとり、シュラーディーツが気を吐いている。助教授陣のユングとキューネが着実に成果をあげている。

Gerhard Kielwein

Detlev Krauß

Heinz Müller-Dietz

Lothar Philipps

助教授

Helke Jung

Hans-Heiner Kühne

研究指導参与

Dieter Bindzus

一九七三年冬学期の講義要綱によれば、刑法学をキールワイン、ミュラーディーツ、フィリップス、犯罪学をミュラーディーツ、キューネ、刑法をキールワイン、行刑法をミュラーディーツ、そして、各担当者がそれぞれ演習又はゼミナールを担当している。

テュービンゲン大学 (Universität Tübingen)
シュレーダーの突然の死去によつて、代講者を探すのに苦労して

いたが、一九七三年冬学期は、さし当つて、ハンブルク大学のラン
ガー講師に依頼した。

Jürgen Baumann

Hans Göppinger

Theodor Lencikner

ヴェルツブルク大学 (Universität Würzburg)

Walter Sax

Günter Spendel

Ulrich Stock (引退)

研究指導参与

Josef M. Häußling

兼任講師

Wilhelm Muth

一九七三年冬学期の講義要綱によると、ザックスは、法哲学のほか、刑法と刑法演習、シェベンデルは、刑法各論と刑訴法、ホイスリングは刑法改正論、ムートは少年刑法入門をそれぞれ担当している。ホイスリングには、Einführung in das strafrechtliche und strafprozessuale Denken. Ein neues rechtswissenschaftliches Studienprogramm, 1969 という小冊子がある。

オーストリア

オーストリアには、かつてのハプスブルク王朝時代の大国の姿は

今やなく、経済的にもかなり余裕のないヨーロッパの小国となつた。刑事法の分野では、現行刑法は一八五二年に公布された古めかしい法典であり、戦後に幾度となく改正案が公刊されたが、政情が不安定なため、確定案とはなっていない。これに対して、刑法は一九六〇年に改正され、又、行刑法も一九六九年に制定、公布された。一方、犯罪被害者に対する国家補償法も一九七二年に公布され、施行されている。しかし、いまだ、申請数はごくわずかであり、実際に補償された例は殆んどないという。

オーストリアの刑法学会を眺めると、層の薄さに驚かざるをえない。西ドイツから多くの学者が輸入されている。

バート・ナウハイムの全犯罪学会で司法省のドーライシュ参事官と知り合いになつたが、その話では、司法省の参事官クラスでも、国際会議に出すレポートは、自分でタイプしなければならず、出張費も、殆んど自弁であるという。

いずれにしても、刑事法の分野の論文の多くは、実務家の手によつて書かれている。専門の著作を公刊することも困難であるとのことであり、西ドイツはもとより、スイスに比べても、比較法の研究対象としては余り重要性のない国となつているのは、過去の栄光に比して、さびしい限りである。

グラーツ大学 (Universität Graz)

グラーツ大学には、グロスによつて創設された犯罪捜査科学研究所があるが、ペラビッチの死後、所長代行制をとつてい。一九七

二年一月に、西ドイツからモースを教授として迎えたところに、オーストリアの持つ悩みがある。

Reinhardt Moos 一九三二年四月二九日にダルムシュタットに生れた。長い間、フライブルク大学の外国・国際刑法研究所の助手として、イェシエックを助け、オーストリア刑法研究所の主任を勤めていた。教授資格は、Der Verbrechenbegriff in Österreich im 18. und 19. Jahrhundert, Sinn- und Strukturwandel, 1968 によつて取得した。業績は余り多くない。

Hermann Roeder 一九六九年九月三〇日をもつて引退した。比較的著作の多い人である。

Robert Seiler 一九三一年二月一日メンブルクに生れた。一九六〇年にグラーツ大学で教授資格を取得し、六四年に同大学員外教授となり、一九六六年にザルツブルク大学に招聘され、正教授として活躍していたが、一九七三年冬学期からグラーツ大学教授となつた。

講師

Nobert Rassa グラーツ地検の検事長であつて、一九〇六年にグラーツに生れた。

その他、犯罪捜査科学研究所に所属する者として Neudert, (Wissenschaftlicher Oberrat), Marsch, Geyer がゐる。

刑事法研究室には、Manfred Proske 助手がゐる。

一九七三年冬学期の講義要綱によると、モースが刑法Ⅰ、ザイラーが刑法Ⅱと刑訴Ⅰ、及び刑法演習Ⅰ、ロスケと共同、ロッサが刑訴Ⅱ、ノイダートが犯罪学を担当している。

西ドイツ刑事法学の研究体制

インスブルック大学 (Universität Innsbruck)

リットラーとホーエンライトナーとを擁して、オーストリア刑事法学界に重きをなしていたこの大学も、現在では、病身のノヴァコウスキー一人が支えているといつたさびしい状況である。

Friedrich Nowakowski 一九一四年一〇月一四日、ウィーンに生れた。メッガーの弟子であり、一九四八年六月一五日、インスブルック大学私講師、一九五二年二月五日員外教授、一九五六年一月一八日正教授となり、今日に至つている。

Luitpold Lässer 助手

一九七三年冬学期の講義要綱によれば、ノヴァコウスキーが、刑法総論と各論、刑法ゼミナールを担当し、レッサーが刑法演習を担当している。

リンツ大学 (Universität Linz)

独立した法学部ではなく、法経学部であるから、まだ充実というにはほど遠く、刑事法も、西ドイツのキーナッペルが担当している。講義要綱は披見できなかった。

ザルツブルク大学 (Universität Salzburg)

この大学の法哲学の教授で、国際的に活躍していたマルチッチは、一九七一年一〇月二日、飛行機事故のために死去し、後任として、この程、オーストリアのシドニー大学から、法論理学のイルマー・タンメロを迎えた。

なお、法哲学、刑法に、ブラウンシュヴァイク工科大学のエバースをもすでに迎えていた。

Hans Ulrich Evers 一九二二年四月一〇日にブレスラウに生れた。一九五九年二月一五日、マールブルク大学私講師、一九六四年四月二八日にブラウンシュヴァイク工科大学教授、一九七一年三月一日、ザルツブルク大学教授となつた。

Christian Bertei 一九四〇年一月一日インスブルックに生れた。一九六九年九月八日に、インスブルック大学私講師、一九七二年一月二九日にザルツブルク大学教授となる。

助手陣に、シック(Petar J. Schick)、ツァーグラー(Zaglar)が居る。一九七三年冬学期の講義要綱によると、グラーツ大学に転じたザイラーが、なお、刑法総論を担当し、ベルテルが刑法各論、シックが刑法特殊、ツァーグラーが刑法改正の特殊研究を担当している。

ウィーン大学 (Universität Wien)

伝統あるウィーン大学の刑事法は、グラスベルガー(一九〇五年生れ、一九三二年ウィーン大学私講師、一九四六年員外教授、一九四八年正教授)とプラッツグンマー(一九三〇年生れ、一九六四年インスブルック大学私講師、一九六六年ウィーン大学員外教授、一九六八年正教授)によつて担われている。ウィーン大学の犯罪学研究所は、大学の裏にある相当地に大きな施設であり、犯罪捜査科学に力点を置き、放火や自動車事故を中心とした鑑定活動に力を入れている。但し、グラスベルガーの個人的な業績にしてしまつて、後継者の養成に力を入れないと

いう非難の声を聞いた。

Roland Grassberger

Wilfried Platzgummer

私講師

Konrad Schima, オーストリアの有名な民訴法の教授シマ教授の息子である。Erpressung und Nötigung. Eine kriminologische Untersuchung, 1973 により、此の程 私講師となつた。

その他、結婚詐欺の研究で有名なドクイーベル(旧姓バドベツ)が研究所で研究を続けている。

スイス

スイスには、ソーシャテル、ジュネーブ、ローザンヌなどのフランス語系の総合大学があり、殊に、フリブル大学には、Das schweizerische Strafrecht, 2. Aufl. 1964 で知られる Vital Schwander (一九一三年生れ、一九四五年員外教授、一九四八年正教授) が居る。本稿では、主としてドイツ語圏の大学であるバーゼル、ベルン、チューリッヒについての調査結果を記するとどめる。

スイスにおいても、実務家の発言が多い。

バーゼル大学 (Universität Basel)

ここには、西ドイツのシュトラテテンウエルトが正教授となつている。最近、スイスの刑事法についてきびしい批判をし、それが問題となつて西ドイツに戻りたいという意向を持つてゐるようである。

Gunter Stratenwerth

員外教授

Hans Dubs (一九三三年生れ、一九五五年私講師、一九六二年員外教授)

助手

Mart Schubert

兼任教授

Günther Kaiser

一九七三年冬学期の講義要綱によると、ドゥブスが刑法総論、シュトラテンウェルトが刑法各論と刑法・犯罪学セミナー、カイザーが刑法・犯罪学セミナー、シュールベルトが刑法演習を担当している。

ヘルン大学 (Universität Bern)

この刑事法陣は、比較的充実している。

Hans Schultz 一九二二年、ブレスラウに生れた。一九五一年私講師、一九五九年正教授となり、今日に至っている。西ドイツの代案教授陣に加わり、刑事政策の分野で国際的な知識を補っている。又、スイス刑法改正の部会長としても活躍している。最近、二巻から成るスイス刑法教科書(総論)を公刊した。刑事政策に重点を置いた簡明な著作である。

Arthur Haefliger 一九一九年生れ。一九五九年私講師、一九六四年員外教授、一九六六年正教授となり、今日に至っている。Der Begriff der Urkunde im schweizerischen Strafrecht, 1952, 48頁。

西ドイツ刑事法学の研究体制

員外教授

Hans Walder 一九六四年私講師、一九六七年員外教授、一九七〇

年正教授となり、今日に至っている。連邦最高検検事長でもある。

このほか、フランス語系の刑事法を担当するものとして、講師の Beguenen がいる。

チャールヒッヒ大学 (Universität Zürich)

この大学で活躍していたエルヴィン・フライが不幸にして病に倒れ、教壇に立てなくなつたので、マインツ大学からノルが赴任した。注目すべきことは、ビールフェルト大学に居たマンフレット・レービンダーが法社会学の正教授として活躍を始めたことである。

Peter Noll

員外教授

Jörg Rehberg 一九六九年に員外教授となつた。

Robert Hauser 一九七三年に員外教授となつた新進教授である。助手として、M. Frei-Sulzer と H. Hartmann がいる。

追記 西ドイツの助教授制度について、Wolfgang Kries, Sind Assistentenprofessoren „Hochschullehrer“? Juristische Schulung, 1973, Heft. 11, S. 672 ff. 参照。

西ドイツの司法試験科目のうち、刑事法関係の選択科目については、Wahlfach Examinatorium, WEX 3, Strafvollzug, herausgegeben von R. Maurach, E. Behrendt, 1973, S. 10 参照。

八九

(三四三)